

## グローバル自動運転関連株式ファンド (為替ヘッジあり) / (為替ヘッジなし)

### 米中貿易摩擦の影響と運用方針について



平素は「グローバル自動運転関連株式ファンド（為替ヘッジあり） / （為替ヘッジなし）」（以下、当ファンド）をご愛顧賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当ファンドは2017年4月28日に設定され、運用を行っています。米中貿易摩擦の当ファンドへの影響と投資方針について、当ファンドの実質的な運用を担当するニューバーガー・バーマン・グループのコメントを基にご報告いたします。

6月15日、米国政府は中国製品の輸入品に課す制裁関税（25%）の詳細として、500億米ドル相当の輸入に相応する1,000を超える品目を適用対象として発表しました。7月6日付けで340億米ドル相当分の輸入品に対して追加関税を課すとしており、残りの160億米ドル相当分の品目については適用日を検討するとしています。これに対し、中国側も6月16日に同規模となる500億米ドル相当分の輸入品に対する報復関税リストを公表しました。さらにトランプ大統領は、6月18日に、米通商代表部（USTR）へ2,000億米ドル相当分の中国製品に10%の追加関税案を検討するように指示しており、米中間の貿易摩擦がエスカレートすることへの懸念が強まっています。

投資チームでは、米中貿易摩擦について、当ファンドへの影響を以下のように考えています。

#### ポイント

##### 1. 自動車メーカー（ゼネラル・モーターズ等）への影響

一部の高級車（キャデラック等）への影響に留まり全体的には影響は大きくないとみられます。中国消費者の米国製品に対する不買活動（ボイコット）には注意が必要です。また、影響が大きいと思われるテスラは全売却を実施しました。

##### 2. 自動車部品メーカーへの影響

関税対象に含まれておらず、また現地生産を行っているために影響は軽微とみられます。

##### 3. 中国ハイテクメーカー（サニー・オプティカル等）への影響

サニー・オプティカルの車載カメラレンズは関税対象に含まれておらず、仮に対象となったとしても他社製品への代替は困難とみられ、影響は軽微とみられます。

##### 4. 投資方針

中期的には米中間で妥協点が見出されると予想しています。自動運転関連の部品は自動車メーカーの認証プロセスが長期におよぶことから直ぐに代替に直面するリスクは低いと考えています。米中間の通商問題に注意しつつ、自動運転関連企業の業績面への影響を精査する方針です。

#### 自動車メーカーへの影響・・・ゼネラル・モーターズ、テスラ等

- 完成車について、中国から米国への輸出規模は極めて小さいことから、追加関税の影響は主に米国から中国への輸出におよぶと見込まれます。しかしながら、現在はグローバル自動車メーカーの多くが中国企業と合併で現地生産体制を構築しており、中国市場において「中国製品」として自動車を販売しています。米国や欧州など海外から輸入されるのは、関税による高価格化がステータスとして歓迎される高級車が中心となっています（ゼネラル・モーターズであればキャデラック等の高級車）。このため、追加関税による米国の完成車メーカーに対する直接的な影響は軽微であると考えています。
- 一方で、米中関係の緊張感が高まり対米感情が悪化することで、中国の消費者が米国製品に対する不買活動（ボイコット）を行うリスクがあるといえます。現地生産しているとはいえ、消費者の目に触れるのはゼネラル・モーターズ、フォードといった米国ブランドであるためです。この点については中国における自動車販売動向をモニターしつつ、影響を精査する方針です。
- また、テスラについては、現状中国での現地生産は行っておらず、中国での販売は全て米国からの輸出となっています。また、同社については中国向け輸出事業に対する懸念に加え、他の自動車メーカーの技術開発スピードが想定以上に早く、電気自動車や自動運転分野の技術優位性が低下しつつあることも懸念材料になりつつあります。同社の株価は高値圏にあり割安感が薄れつつあることも加味し、売却を実施しました。

※個別銘柄に言及していますが、当該銘柄を推奨するものではありません。

※上記の今後の市場見通しおよび運用方針は当資料作成時点のものであり、将来の運用成果および市場環境の変動等を示唆あるいは保証するものではありません。今後、予告なく変更する場合があります。

## 自動車部品メーカーへの影響・・・ヒステオン、アプティブ、リア、マグナ・インターナショナル等

- 自動車部品については、現時点で追加関税の対象品目には含まれておりません。また、米国の自動車部品メーカーの多くは現地生産体制を構築しており、仮に追加関税が今後導入されたとしても、直接的な影響は限定的であると考えます。しかしながら、上述のように米国製品に対する不買運動が拡大した場合、間接的な影響を受ける可能性はあるといえます。

## 中国ハイテクメーカーへの影響・・・サニー・オプティカル等

- 中国はアジアやグローバルのサプライチェーンにおける加工拠点としての地位を確立しており、「中国製品」として出荷される中間製品や最終製品には様々な国で作られた部品が含まれています。サニー・オプティカルが生産する車載カメラレンズについては世界シェアが40%超と大きいことから、実質的に他国製品で代替することは難しく、追加関税の対象品目に含まれる可能性は低いと考えます。
- 仮に関税が導入されたとしても、ユーザーは同社からの製品購入を継続する可能性が高いと考えます。自動車メーカーは製品の採用に際して認証プロセスが長期におよび、また仮に代替サプライヤーが現れた場合でも、生産ラインを拡大するには時間と事業リスクが伴います。こうした背景から、現実的にユーザーが同社の車載カメラレンズを他社製品に代替する動きにはなり難いと考えます。また、サニー・オプティカルはスマートフォン向けのカメラレンズ事業にも従事しておりますが、同社の主な顧客である中国のスマートフォンメーカーは米国向けに殆ど輸出しておらず、影響は限定的であると考えます。

## 株式市場全体への影響と運用方針

- 米中貿易摩擦がエスカレートすることによる影響は、主に不確実性の高まりによる金融市場への影響が中心になると考えます。米中両国の掲げる「500億米ドル」という金額は、米国と中国の輸出金額に対してそれぞれ2%程度に過ぎず、マクロ経済への実質的な影響は軽微であるといえます。しかしながら、例えば米国政府が中国の通信機器メーカーZTEに対して制裁を発動したように、関税以外でも様々な形で企業にとって政治リスクが高まる可能性があります。こうした不透明感は金融市場にとっては変動性を高める要因となり、狙い撃ちにされた個別企業にとっては業績面のリスクを伴う可能性があります。
- 米中間の貿易摩擦の問題は、米国トランプ政権の中間選挙対策との見方もあり、中期的には米中間で何らかの妥協点が見出されると考えます。また、当ファンドで投資する自動運転関連企業は、最終的に自動車に搭載される要素技術を提供していることが多いといえます。自動車メーカーの製品認証プロセスは長期間を要することから、短期的に急激な製品代替に直面するリスクは低いといえます。
- 引き続き、米中間の通商問題を巡る動向を注意しつつ、自動運転関連企業の業績面への影響を精査しながら、運用に臨む方針です。

※個別銘柄に言及していますが、当該銘柄を推奨するものではありません。

※上記の今後の市場見通しおよび運用方針は当資料作成時点のものであり、将来の運用成果および市場環境の変動等を示唆あるいは保証するものではありません。今後、予告なく変更する場合があります。

## ファンドの特徴

### 1. 自動運転技術の進化・普及により、業績拡大が期待される世界の企業の株式に投資します。

■自動運転\*の実現に必要な技術を持つ企業に着目します。

\*ドライバー（人間）が行っている様々な運転操作をシステムが行うことを指します。

### 2. 実質的な運用は、リサーチ力に強みのあるニューバーガー・バーマン・グループが行います。

■ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。

※投資対象とする外国投資信託の運用は、ニューバーガー・バーマン・インベストメント・アドバイザーズ・エル・エル・シー（米国）が行います。

### 3. （為替ヘッジあり）と（為替ヘッジなし）の2つのファンドからお選びいただけます。

■（為替ヘッジあり）

実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図ります。

ただし、完全に為替変動リスクを回避することはできません。

■（為替ヘッジなし）

実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## ファンドのリスクおよび留意点（詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。）

### 基準価額の変動要因

ファンドは、投資信託を組み入れることにより運用を行います。ファンドが組み入れる投資信託は、主として内外の株式を投資対象としており、その価格は、保有する株式の値動き、当該発行者の経営・財務状況の変化、為替相場の変動等の影響により上下します。ファンドが組み入れる投資信託の価格の変動により、ファンドの基準価額も上下します。**基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込む**ことがあります。運用の結果としてファンドに生じた**利益および損失は、すべて受益者に帰属**します。したがって、ファンドは**預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく**、一定の投資成果を保証するものでもありません。ファンドの主要なリスクは、以下の通りです。

※基準価額の主な変動要因として、○株式市場リスク、○信用リスク、○為替変動リスク、○カントリーリスク、○市場流動性リスク等があります。

詳しくは「投資信託説明書（交付目論見書）」の投資リスクをご覧ください。また、分配金/特定業種・テーマへの集中投資に関する留意事項についても「投資信託説明書（交付目論見書）」の該当箇所をご覧ください。

## お申込みメモ（詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。）

購入・換金の申込受付日	原則として、申込不可日を除きいつでも購入、換金の申込みができます。
購入単位	販売会社または委託会社にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額となります。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額となります。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目以降にお支払いします。
申込不可日	ニューヨークもしくは香港の取引所またはニューヨークもしくはロンドンの銀行の休業日のいずれかに当たる場合には、購入、換金の申込みを受け付けません。
決算および分配	年1回（毎年4月10日。休業日の場合は翌営業日）決算を行い、分配方針に基づき分配を行います。 ※ 委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。
信託期間	2017年4月28日から2024年4月10日まで
繰上償還	委託会社は、受益者にとって有利であると認めるとき、各ファンドの残存口数が10億口を下回るようになったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、あらかじめ受益者に書面により通知する等の所定の手続きを経て、繰上償還させることがあります。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA（ニーサ）」の適用対象です。ただし、販売会社によっては当ファンドをNISA、ジュニアNISAでの取扱い対象としない場合があります。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。 配当控除の適用はありません。 ※ 上記は作成基準日現在の情報をもとに記載しています。税法が改正された場合等には、変更される場合があります。

## ファンドの費用（詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。）

### ① 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に <b>3.24%（税抜き3.0%）を上限</b> として、販売会社がそれぞれ別に定める手数料率を乗じた額。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。
信託財産留保額	ありません。

### ② 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 （信託報酬）	ファンドの純資産総額に <b>年1.2204%（税抜き1.13%）</b> の率を乗じた額 ※ 投資対象とする投資信託の信託報酬等を含めた場合、 <b>年1.8804%（税抜き1.79%）程度</b> となります。
その他の費用・ 手数料	上記のほか、ファンドの監査費用や有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）が信託財産から支払われます。これらの費用に関しましては、その時々 の取引内容等により金額が決定し、運用状況により変化するため、あらかじめ、その金額等を具体的に記載することはできません。

※ ファンドの費用（手数料等）の合計額、その上限額、計算方法等は、投資者の保有期間に応じて異なる等の理由により、あらかじめ具体的に記載することはできません。

## 委託会社、その他の関係法人

委託会社	三井住友アセットマネジメント株式会社（ファンドの運用の指図等を行います。） 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第399号 加入協会：一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 フリーダイヤル：0120-88-2976 受付時間：営業日の午前9時～午後5時 ホームページ：http://www.smam-jp.com
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社（ファンドの財産の保管および管理等を行います。）
販売会社	委託会社にお問い合わせください。（ファンドの募集・販売の取扱い等を行います。）

## 販売会社一覧

販売会社名	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会	一般社団法人 日本投資顧問業 協会	一般社団法人 金融先物取引業 協会	備考
藍澤証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第6号	○		○		
あかつき証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第67号	○		○	○	※1
池田泉州T T証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長（金商）第370号	○				
今村証券株式会社	金融商品取引業者 北陸財務局長（金商）第3号	○				
エース証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長（金商）第6号	○				
株式会社SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第44号	○	○		○	
岡三オンライン証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第52号	○		○	○	
岡三にいかた証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第169号	○				
岡地証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第5号	○				
香川証券株式会社	金融商品取引業者 四国財務局長（金商）第3号	○				
カブドットコム証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第61号	○			○	
木村証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第6号	○				
ぐんぎん証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第2938号	○				
静岡東海証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第8号	○				
第四証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第128号	○				
高木証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長（金商）第20号	○				
中銀証券株式会社	金融商品取引業者 中国財務局長（金商）第6号	○				
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第140号	○	○		○	
東洋証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第121号	○	○			
奈良証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長（金商）第25号	○				
西日本シティT T証券株式会社	金融商品取引業者 福岡財務支局長（金商）第75号	○				
野村証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第142号	○	○	○	○	
八十二証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第21号	○		○		
浜銀T T証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第1977号	○				
播陽証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長（金商）第29号	○				

※1：グローバル自動運転関連株式ファンド（為替ヘッジなし）のみのお取扱となります。

## 販売会社一覧

販売会社名	登録番号	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会	一般社団法人 日本投資顧問業 協会	一般社団法人 金融先物取引業 協会	備考
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第152号	○				
フィリップ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第127号	○			○	
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第165号	○		○	○	
丸八証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長（金商）第20号	○				
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第2336号	○	○	○	○	
むさし証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第105号	○	○			
明和證券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第185号	○				
めぶき証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第1771号	○				
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第195号	○	○	○	○	
ワイエム証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長（金商）第8号	○				
株式会社足利銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第43号	○			○	
株式会社大分銀行	登録金融機関	九州財務局長（登金）第1号	○				※1
株式会社関西アーバン銀行	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第16号	○			○	
株式会社京都銀行	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第10号	○			○	
株式会社熊本銀行	登録金融機関	九州財務局長（登金）第6号	○				
株式会社滋賀銀行	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第11号	○			○	※1、 ※2
株式会社ジャパンネット銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第624号	○			○	※1
株式会社親和銀行	登録金融機関	福岡財務支局長（登金）第3号	○				
株式会社大光銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第61号	○				
株式会社中京銀行	登録金融機関	東海財務局長（登金）第17号	○				
株式会社トマト銀行	登録金融機関	中国財務局長（登金）第11号	○				
株式会社富山銀行	登録金融機関	北陸財務局長（登金）第1号	○				
株式会社富山第一銀行	登録金融機関	北陸財務局長（登金）第7号	○				※3、 ※4
株式会社南都銀行	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第15号	○				
株式会社百十四銀行	登録金融機関	四国財務局長（登金）第5号	○			○	
株式会社福岡銀行	登録金融機関	福岡財務支局長（登金）第7号	○			○	
株式会社北越銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第48号	○			○	
株式会社宮崎銀行	登録金融機関	九州財務局長（登金）第5号	○				※1
株式会社山形銀行	登録金融機関	東北財務局長（登金）第12号	○				※1
株式会社山梨中央銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第41号	○				
みずほ信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長（登金）第34号	○		○	○	

※1：グローバル自動運転関連株式ファンド（為替ヘッジなし）のみのお取扱いとなります。

※2：2018年7月9日よりお取扱いを開始する予定です。

※3：2018年7月10日よりお取扱いを開始する予定です。

※4：ネット専用です。

## 【重要な注意事項】

- ◆ 当資料は三井住友アセットマネジメントが作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。
- ◆ 当資料の内容は作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。また、当資料は三井住友アセットマネジメントが信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。
- ◆ 当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。
- ◆ 投資信託は、値動きのある証券（外国証券には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、リスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって元本や利回りが保証されているものではありません。
- ◆ 投資信託は、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また登録金融機関でご購入の場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。
- ◆ 当ファンドの取得のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書（交付目論見書）および目論見書補完書面等の内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。また、当資料に投資信託説明書（交付目論見書）と異なる内容が存在した場合は、最新の投資信託説明書（交付目論見書）が優先します。投資信託説明書（交付目論見書）、目論見書補完書面等は販売会社にご請求ください。
- ◆ 当資料に掲載されている写真がある場合、写真はイメージであり、本文とは関係ない場合があります。